

令和 7 年 5 月 23 日

公益財団法人東京都都市づくり公社
総務部経理課契約検査係

公社発注工事における監理技術者等の要件について

公社発注工事に配置される監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」）については、下記のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせします。

記

1 資格・雇用状況の確認

工事希望申込時に「希望案件希望申込書」の提出と併せて、監理技術者等の資格又は雇用関係を確認するために、次の書類を提出してください。

なお、配置予定監理技術者等は当該工事案件の工事希望申込日において雇用の期間が3か月以上あること。

(1) 監理技術者の場合

「監理技術者資格証」の写し

申込日において交付日から3か月以内のものは別途雇用関係が確認できる書類

(例)更新前の「監理技術者資格証」

健康保険被保険証（申込日において資格取得日から3か月以上経過しているもの）

住民税特別徴収税通知書

等

「監理技術者講習修了証」の写し

過去5年以内に修了したものに限ります

※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習終了履歴の記載がある場合には
監理技術者講習修了証の写しの提出は不要です。

(2) 主任技術者の場合

「雇用関係が確認できる書類」の写し

(例)健康保険被保険証（申込日において資格取得日から3か月以上経過しているもの）

住民税特別徴収税通知書

等

2 監理技術者等の専任要件

当該工事案件の請負金額が4,500万円（建築工事一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合は、当該工事案件の工事着手予定日において、原則、他の工事に従事していないこと。

なお、営業所の専任技術者は、原則として現場における専任の監理技術者等として配置で

きません（営業所と工事現場が近接している場合を除く）。

専任の主任技術者について、一定の条件の下で他の工事と兼務することができます。

3 工事着手前の配置予定監理技術者等の変更

工事希望申込後に配置予定監理技術者等を変更する必要がある場合は速やかに「配置予定監理技術者等変更届」を提出すること。

変更は1回限りとする。

変更は契約日までとする。

添付書類は1と同様とする。

総合評価方式による発注案件においては、別に定める条件を満たす場合に限り変更することができます。

4 工事着手後の配置監理技術者等の交代

配置監理技術者等の交代はやむを得ない場合を除いて認められません。

ただし、次に掲げる場合において、交代の時期が工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後の監理技術者等が一定期間重複して工事現場に配置し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるときに限り、交代を認める場合があります。

(ア)受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

(イ)橋梁、ポンプ、ゲート等の工場制作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点に交代を行う場合。

(ウ)工期が多年に及ぶ場合。

(エ)その他、公社が認めたもの。

総合評価方式による発注案件においては、原則、交代できません。

以上

平成 年 月 日

公益財団法人東京都都市づくり公社
理事長 殿

住所

会社名

代表者

配置予定監理技術者等変更届

1. 申込工事件名

1. 配置予定監理技術者等変更理由

1. 変更前配置予定監理技術者等氏名

1. 変更後配置予定監理技術者等氏名
